

告 示

埼玉県告示第千百二十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年九月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）スーパービバホーム深谷店

埼玉県深谷市上柴町東二丁目二十九番八外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

地元商工業者や商工団体等の活動に参加いただくなど、地域経済の振興にご協力いただきますようお願いいたします。

二 縦覧期間

平成二十三年九月二十七日から平成二十三年十月二十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター